

柏原市強靱化地域計画【概要版】

○計画策定の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

- ・国では、平成 25 年 12 月に「国土強靱化基本法」が公布、施行され、平成 26 年 6 月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。
- ・本市においても、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や大阪府の強靱化地域計画との調和を図りながら、総合的、計画的に推進するための指針として「柏原市強靱化地域計画」を策定するものである。

(2) 計画の位置付け

- ・本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第 14 条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保ちつつ、柏原市総合計画、柏原市人口ビジョン、柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものである。

(3) 計画の期間

- ・計画の期間は令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの 10 年間とする。ただし、社会情勢の変化や取組みの進捗状況を勘案し、計画期間中も必要に応じて見直しを行うこととする。

○計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

(2) 対象とする災害(リスク)

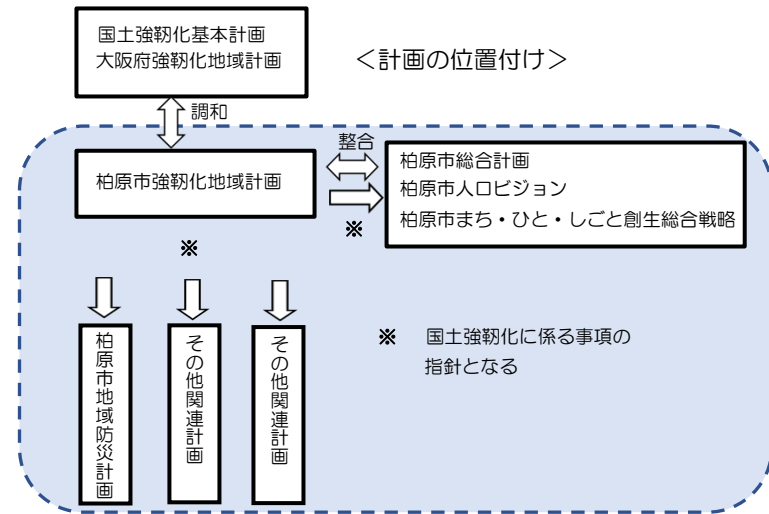
- ・市域に甚大な被害をもたらすことが想定される大規模自然災害：地震、風水害(台風、豪雨、土砂災害等)とする。

(3) 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行なわれる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限度の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

(4) 特に配慮すべき事項

- ・計画の推進にあたっては、特に以下の 3 点に配慮しながら地域強靱化の取組みを進める。
- ①「自助」「共助」の担い手である市民、民間事業者等と「公助」を担う市とが適切に連携・役割分担して取組む。
- ②優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練や啓発等のソフト対策を適切に組み合わせるとともに、災害時だけでなく、景観への配慮や地域での利用等、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ③都市基盤施設をはじめ多くの公共施設が更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を行い、特に人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、日常的な維持管理の着実な実践により効率的・効果的な維持管理を行う。



○脆弱性評価

(1) リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定

- ・8 つの事前に備えるべき目標に基づき、その妨げとなるリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)について本市の地域特性も踏まえ、別紙の 33 の事態とする。

(2) 評価の実施

- ・設定した 33 項目のリスクシナリオごとに、各関連計画に位置付けられている施策を精査し、個別施策ごとの課題をそれぞれ分析することにより、現状の脆弱性について分析・評価した。

○具体的な取組みの推進

(1) 概要

- ・脆弱性評価の結果に基づき、33 項目のリスクシナリオを回避するために推進していく具体的な取組みは別紙の 126 施策とする。

○計画の推進と見直し

(1) 計画の推進体制

- ・全庁横断的な体制において調整を図りながら取組みを行うとともに、市のみならず、国や大阪府、近隣市町村等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者と連携・協力しながら強靱化の取組みを推進する。

(2) 計画の進捗管理

- ・計画を総合的・計画的に進めるため、具体的な取組みの進捗状況を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進する。

(3) 計画の見直し

- ・社会情勢の変化や基本法の変更、具体的な取組施策の進捗状況を勘案し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。
- また、計画の見直しにあたっては、国・府の強靱化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画に適切に反映させるなど、本計画と他の計画の整合を図る。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	必要な取組み(起きてはならない最悪の事態を回避するための施策)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	消防水利の確保対策、消防団の機能強化、市有建築物の耐震化等	11項目
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	公共施設等の老朽化対策、市有建築物の耐震化等	5項目
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	公共下水道施設(雨水)の老朽化対策の推進、豪雨時のアンダーパス部における冠水対策	2項目
		1-4 風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	ため池の防災・減災対策の促進、住民等に対する的確な避難情報の判断・伝達等	5項目
		1-5 情報伝達等の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	多様な情報伝達手段の運用、学校における防災教育の充実等	8項目
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行なわれる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	避難所用備蓄物資の充実、水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保等	9項目
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	迅速な道路啓開の実施、広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保	3項目
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	緊急消防援助隊受入れ体制の強化、救出救助活動体制の充実強化等	10項目
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	迅速な道路啓開の実施	1項目
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者対策	1項目
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	応急医療体制の整備、医薬品、医療用資器材の供給、迅速な道路啓開の実施等	5項目
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施、生活ごみの適正処理等	6項目
		2-8 避難所環境の悪化に伴う災害関連死の発生	良好な環境を確保した避難所運営体制の構築、福祉避難所の充実等	8項目
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 役所機能の機能不全	防災拠点機能の確保、業務継続計画の改訂と運用、職員の初動体制の確保等	6項目
		3-2 行政機関(役所除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	職員の初動体制の確保、民間事業者と連携した迅速な施設の復旧対策	2項目
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	大阪府防災行政無線の活用による防災情報の収集・伝達	1項目
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中等等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	多様な情報伝達手段の運用、児童・生徒の安全連絡網の整備	2項目
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による地元企業の生産力低下	市内企業における事業継続計画(BCP)の策定支援等	3項目
		5-2 食糧等の安定供給の停滞	迅速な道路啓開の実施、道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施等	3項目
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	ライフライン事業者との連携	1項目
		6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保	1項目
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理、公共下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進	3項目
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	迅速な道路啓開の実施、道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施等	3項目
		6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶	水道水源の相互融通	1項目
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	消防水利の確保対策、消防団の機能強化、防災空間の確保	3項目
		7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保等	2項目
		7-3 ため池、ダム、防災施設、排水ポンプ等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の防災・減災対策の促進、公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進等	3項目
		7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	山地災害対策の促進	1項目
		7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	正しい情報発信	1項目
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適正処理	1項目
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	迅速な道路啓開の実施	1項目
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害ボランティア対策、地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援等	8項目
		8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	迅速な道路啓開の実施、道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施等	6項目